



固有必要的共同訴訟と不利益変更禁止

八田, 卓也

(Citation)

民事訴訟法判例インデックス:400-401

(Issue Date)

2015-01

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004091>



198 固有必要的共同訴訟と不利益変更禁止

最高裁平成22年3月16日第三小法廷判決

事件名等：平成20年（オ）第999号遺言無効確認等請求事件

掲載誌：民集64巻2号498頁、判時2081号12頁、判タ1325号82頁、
金法1908号77頁

概要

本判決は、固有必要的共同訴訟における合一確定の要請により、本来不利益変更禁止原則により許されないはずの上訴人に対する原判決の不利益変更が許されるとしたものである。

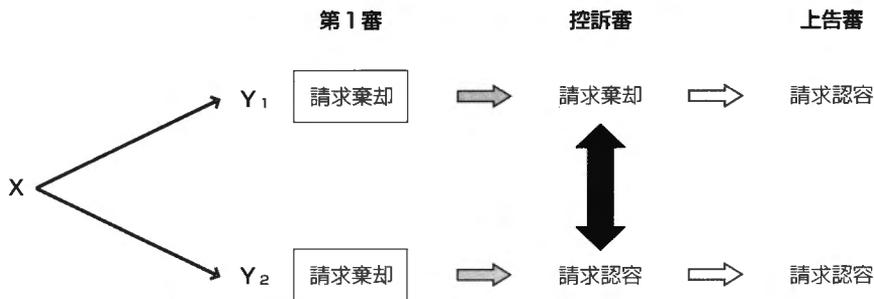
事実関係

Aが死亡し、これをX・Y₁・Y₂が相続した（いずれもAの子である）。Aが所有する一切の財産をY₂に相続させる旨のA名義の遺言が存在したが、XはこれはY₂が偽造したものだとし、Y₁・Y₂を被告としてY₂の相続権不存在確認を求めて訴えを提起した。第1審は請求棄却。これ

に対しXが控訴。控訴審はXの主張を認めつつもY₁は被告適格を欠くとして、Y₁との関係では控訴却下、Y₂との関係では原判決取消・請求認容の判決を出した。Y₂上告。Xは上告も付帯上告も提起していない。なお、Y₁は上告をしていないが、民訴法40条1項により最高裁により上告人として扱われている。

判決要旨

原判決破棄・自判。Y₁・Y₂の上告が上告理由を主張するものではないとしてこれを排斥した上で職権で以下のように判断。「本件請求に係る訴えは、固有必要的共同訴訟と解するのが相当である……ところ、原審は、本件請求を棄却した第1審判決を上告人Y₂に対する関係でのみ取り消した上、同Y₂に対する本件請求を認容する一方、同Y₁に対する控訴を却下した結果、同Y₁に対する関係では、本件請求を棄却した第1審判決を維持したものとわざるを得ない。このような原審の判断は、固有必要的共同訴訟における合一確定の要請に反するものである。」「そして、原告甲の被告乙及び丙に対する訴えが固有必要的共同訴訟であるにもかかわらず、甲の乙に対する請求を認容し、甲の丙に対する請求を棄却するという趣旨の判決がされた場合には、上訴審は、甲が上訴又は附帯上訴をしていないときであっても、合一確定に必要な限度で、上記判決のうち丙に関する部分を、丙に不利益に変更することができる」と解するのが相当である〔最二判昭和48・7・20民集27巻7号863頁参照〕。そうすると、当裁判所は、原判決のうち上告人Y₂に関する部分のみならず、同Y₁に関する部分も破棄することができるというべきである。」「以上によれば、上記各点に係る原審の



判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、原判決は、全部破棄を免れない。そして、上記事実関係によれば、上诉人Y₂は民法891条5号所定の相続欠格者に当たるといふべきところ、記録によれば、同Y₂及び同Y₁は、第1審及び原審を通じて共通の訴訟代理人を選任し、本件請求の当否につき、全く同一の主張立証活動をしてきたことが明らかであって、本件請求については、同Y₂のみならず、同Y₁の関係においても、既に十分な審理が尽くされているといふことができるから、第1審判決のうち同Y₂及び同Y₁に対する関係で本件請求を棄却した部分を取り消した上、これらの請求を認容すべきである。」

本判決の位置づけ・射程範囲

本件で、最高裁が控訴審判決をY₁との関係で請求認容に変更することは、上诉人Y₁に対する不利益変更となり、本来不利益変更禁止原則に抵触する。しかしこれをY₁の上告棄却に留めることは、最高裁がY₂との関係で原判決（X請求認容判決）を維持しようとしている以上、X・Y₁間では請求棄却判決（Y₂相続権存在）、X・Y₂間では請求認容判決（Y₂相続権不存在）の既判力を妥当させることになり、相続権の存否確認の訴えを固有必要的共同訴訟とすることによる（最三判平成16・7・6（[関連判例](#)）参照）合一確定の要請に反する。本判決は、後者の

要請が上回るとして、上诉人に対する不利益変更を認めたものである。その際先例として、独立当事者参加において合一確定の要請により不利益変更が許されるとした最二判昭和48・7・20（[本書206事件](#)）を参照している点に特徴がある。

しかし、本判決がここまでして守ろうとした合一確定の要請は、Y₂がY₁を被告としてY₂の相続権の存在を前提として相続財産帰属財産に対する持分権確認訴訟を提起すればY₂が勝訴する可能性があり、それにより堀り崩される危険が存在することに注意が必要である。通常の民事訴訟法の枠組みに従って考えた場合、Y₁・Y₂間には本判決の既判力が生じないからである。

さらに理解を深める

平成22年度重判民訴5事件（堀野出） 名津井吉裕・速報判例解説7号149頁、鶴田滋・民商143巻2号211頁、畑瑞穂・リマークス2011（上）106頁、田中一彦・ジュリ1422号119頁、宇野聡・判例セレクト2010(II)30頁（[関連判例](#)） 最三判平成16・7・6民集58巻5号1319頁、最二判昭和48・7・20（[本書206事件](#)）